

## 大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(保険料率) <p>第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>56,049円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>76,027円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>76,582円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>94,340円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>110,988円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>122,087円</u></p>	(保険料率) <p>第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>53,421円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>72,846円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>72,846円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>82,559円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>97,128円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>106,841円</u></p>

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>138,735円</u>	(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>121,410円</u>
(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>166,482円</u>	(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>145,692円</u>
(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>194,229円</u>	(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち次のいずれかに該当するもの 155,405円  ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第1項第6号イ（令附則第23条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。以下この項において同じ。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）
(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>221,976円</u>	(10) 令第39条第1項第9号に掲げる者のうち次のいずれかに該当するもの 169,974円  ア 保険料の賦課期日の属する年の前年

		の合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）	
<u>(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者</u>	<u>244,174円</u>	
		ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）	
<u>(11) 令第39条第1項第9号に掲げる者</u>	<u>174,831円</u>	
<u>(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者</u>	<u>266,372円</u>	
		ア 保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ	

		る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）
<u>(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者</u> <u>288,569円</u>	<u>(13) 令第39条第1項第9号に掲げる者</u> のうち次のいずれかに該当するもの 194,256円	
	ア 前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）	
<u>(14) 令第39条第1項第14号に掲げる者</u> <u>332,964円</u>	<u>(14) 令第39条第1項第10号に掲げる者</u> 223,395円	
2 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。	2 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。	
3 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。	3 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。	
4 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、3,000,000円とする。	4 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、3,000,000円とする。	
5 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、 <u>4,000,000円</u> とする。	5 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、 <u>10,000,000円</u> とする。	

<p><u>6 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第10号イの市町村が定める額は、5,000,000円とする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>7 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第11号イの市町村が定める額は、6,000,000円とする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>8 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第12号イの市町村が定める額は、7,000,000円とする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>9 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第13号イの市町村が定める額は、10,000,000円とする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>10 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,181円とする。</u></p>	<p><u>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,995円とする。</u></p>
<p><u>11 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「37,181円」とあるのは「53,830円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「33,995円」とあるのは「48,564円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p><u>12 第10項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第10項中「37,181円」とあるの</u></p>	<p><u>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第6項中「33,995円」とあるの</u></p>

は「76,027円」と読み替えるものとする。  
(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（同項第1号に該当する者にあっては同条第10項に定める額、同条第1項第2号に該当する者にあっては同条第11項において読み替えて準用する同条第10項に定める額、同条第1項第3号に該当する者にあっては同条第12項において読み替えて準用する同条第10項に定める額。以下「第1号被保険者の区分に応じ定める額」という。）を、当該取得した日の属する月から月割により算定した額とする。

[2 略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロのいずれかに該当するに至った第1号被保険者（令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至ったことにより同号イ ((1)に係る部分を除く。)に該当するに至った者を除く。以下「賦課期日後の被保護者等」という。）に係る保

は「67,990円」と読み替えるものとする。  
(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（同項第1号に該当する者にあっては同条第6項に定める額、同条第1項第2号に該当する者にあっては同条第7項において読み替えて準用する同条第6項に定める額、同条第1項第3号に該当する者にあっては同条第8項において読み替えて準用する同条第6項に定める額。以下「第1号被保険者の区分に応じ定める額」という。）を、当該取得した日の属する月から月割により算定した額とする。

[2 同左]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロのいずれかに該当するに至った第1号被保険者（令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至ったことにより同号イ ((1)に係る部分を除く。)に該当するに至った者を除く。以下「賦課期日後の被保護者等」という。）に係る保険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。

険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。 [(1)・(2) 略] [4 略]	[(1)・(2) 同左] [4 同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。	

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山 英幸

#### 説 明

保険料率を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。